

(お知らせ)

福島第一原子力発電所 6号機可燃性ガス濃度制御系の
不適合について

平成 17 年 6 月 1 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

当所 6 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）につきましては、定格熱出力一定運転中ですが、平成 17 年 5 月 17 日、可燃性ガス濃度制御系^{*1}（A）系の定例試験前の確認において、当該系統が起動前の状態であるにもかかわらず流量計の指示が出ているという不適合が確認されました。このため、流量変換器^{*2}を取り替え、確認試験を実施しました。

その後、流量制御器^{*3}内の流量換算式に補正係数が用いられていたことがわかり、その補正係数の根拠について調査を実施しており、現在も継続して調査しておりますが、現時点では所定の流量が確認できているとはいえないため、当該系統が所定の流量を確保していることを確認する必要があると判断し、本日午前 11 時 20 分、保安規定第 47 条で定める「運転上の制限」^{*4}の逸脱を宣言いたしました。

今後、当該係数を除いた状態で所定の流量が確保できることを確認することといたします。

また、（B）系についても同様の状況にあり、合わせて確認を行います。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以上

* 1 可燃性ガス濃度制御系

原子炉冷却材喪失事故時に発生する、可燃性ガス（水素、酸素）が、原子炉格納容器内にたまり、水素と酸素が反応して燃焼を起こす事を防ぐため、水素・酸素ガス濃度を制限値以下になるよう処理する装置。A系、B系の2系統で構成されている。

* 2 流量変換器

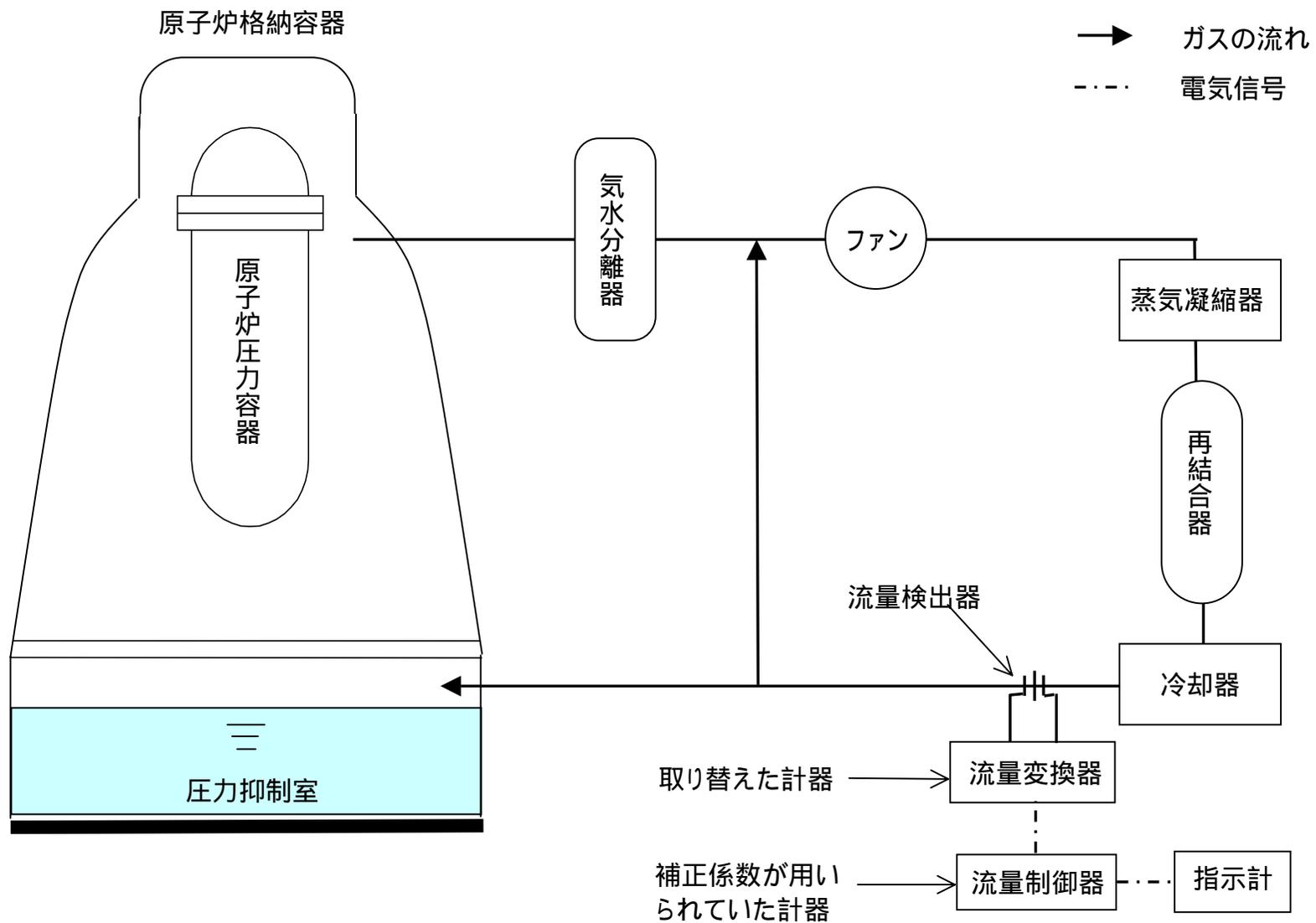
流量検出器で測定された差圧を流量信号に変換する計器。

* 3 流量制御器

流量変換器の信号により流量を制御するための計器。

* 4 保安規定第47条で定める運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっている。



可燃性ガス濃度制御系 系統概略図